

大谷所藏伯新彊史料解説(第一回)

羽

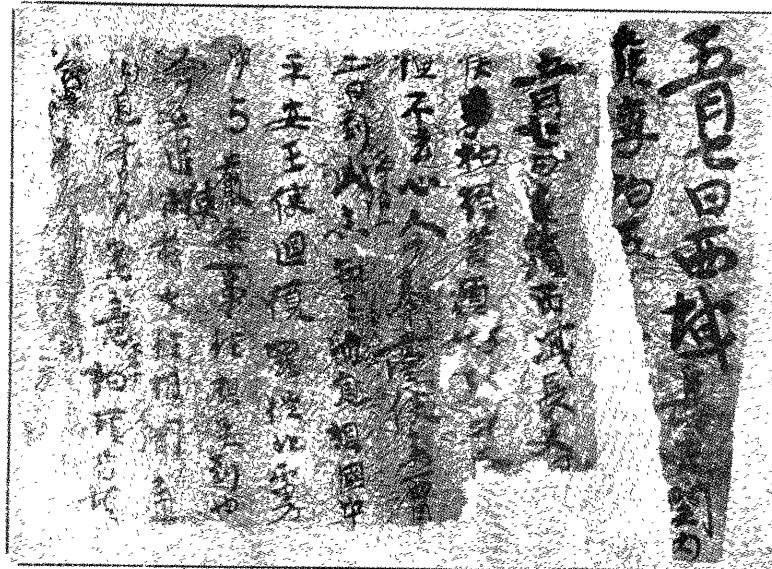
田

亨

緒言

玉門陽關の西汎く呼びて西域となす。張騫こゝに使して跡を史上に残してより、漢土の史籍其興亡をして断えず、連綿二千年之が史實を髣髴するもの、多くは漢書の恩澤に歸すべし。されど由來邊鄙の地、其傳ふるところの委曲に亘らざるや論なし。近時學者の努力は漸次之が缺漏を補ひ、新に史蹟の闡明せらるゝもの多きは、眞に學界の慶事なりとす。

千八百九十年バウエ氏(Bowen)氏が庫車(Kutcha)にて得たる文書は、人をして此地方の史料採集に意を向はしむる動機なりき。次で土人の手によれる種々の發掘物が印度及び露西亞等に致され、更にヘディン(Hedin)氏の如き、グルヂ・グルジ・イロ氏(Groudji Groujianario)の如き、熟誠なる學者が、萬難を侵して此地方に學術的探検を試むるや、所々に埋藏せられたる遺跡は新たに紹介せられ、終に千九百年より翌年に亘る有名なるスタイン氏(Stein)の和闐(Khotan)



(見發近附ヤリダチソ。類の紙檀紙用。寸八横。寸七縱)

五月七日、駐鎮西域長史關内
侯李柏、頓首頓首、別來○○
恒不去心、今奉臺使來西、月
二日到此、未知王消息、想國中
平安、王使迴復羅、從北虜
中、與嚴參事往、想足至也、
今遣使荷大、往相聞、通
知消息、書不盡意、
李柏頓首頓首。

○ハ文字不明。

□ノ中ノ文字ハ他ノ断片ニヨリテ補セ
タルモノナリ。

行數字數及ビ旁書スペテ文書ノ體裁ニ
從ガフ。(寫眞參照)

料を解説す。誤謬淺見は深く自ら恐るゝところ。幸に識者の教を待つもの切なり。

今先づ一々の史料について致究し、終りに之を一括して此地方の文化を論述するを以て順序とすべし。

第一 西域長史李柏に關する文書

此文書は一見何人にも解し得るが如く、西域長史關内侯李柏なる人より、某王に致せる消息にして、他にも殆んど同様の意味のもの一葉及び、同様のものと明かに思はるゝものゝ断片數葉發見せられ、而して所々に書損等の存するよりして見れば其書信の草稿なることを推知するに難からず。李柏の名は晋書八十六卷張駿傳中に見ゆる所にして、「西域長史關内侯李柏、請擊叛將趙貞爲貞所敗、議者以柏造謀致敗、請誅之、駿曰吾每以漢世宗之殺王恢不如秦穆之赦孟明、竟以滅死論、群臣咸悅」と記せり。即ち前涼張駿の爲に西域經營の任に當りし人にして、此書また其事蹟の一部を今日に傳ふるものなり。西域長史の官、關内侯の爵共にこれ漢時の名稱を襲踏するものにして、漢書百官志の條にも郡は郡守を置きて治するを云ひ、「邊郡又有長史、掌兵馬、秩皆六百石」と規定し、前後兩漢時西域長史の名は、都護、校尉の名とともに屢々史上に見ゆる所なりとす。關内侯の稱も同書に爵一級より數へて其第十九に此名あり、師古註して「言侯號而居京畿、無國邑」と云ふものにして、其起原は更に秦制に求むべし。

十六國時代諸國の西方に據りしものは、皆秦漢の制に倣ひて其官爵を設けしを以て、前涼の人李柏の此官爵を稱するものもとより怪しみに足らず。

此書牘が何れの國王に致されたるものなるやは、此文のみを以てしてはもとより之を知る可からず。されど幸にして此文書と一束の状態に於て、同所同時に發見せられたる同一類の紙面筆蹟なる文書の断片ありて、爲に此點に關する一道の光明を附與するを認む。即ち、

尙書

臣柏言焉耆王龍

月十五日共

と記せる三行の断片之なり、其柏なる名の存するよりして、また其發見の状態等より、此兩文書の間に關係の存するものなるべきは否む可らざる所なるべし。因て思ふに、此書は李柏より焉耆王に致したるものに外ならざるべし。此推察にして誤なしとすれば、断片に見ゆる焉耆王龍とは、其時代の關係よりして、必らず其王龍熙を指せるものにして、熙字の欠けたるものと見ざる可らず。即ち晋書焉耆傳によれば、晋武帝太康の時、焉耆王龍安子を遣はして入侍せしめ、安の子會の時に至りては、已は龜茲を討ちて其王となり、子の熙を以て本國焉耆の王となせり。張駿の時に至りて、其將沙州刺史楊宣をして西域を經營せしめ、龍熙と戰ひて焉耆を降せしこと見ゆればなり。

即ち此文書は張駿の部下西域長史李柏より時の焉耆王龍熙に送りし書牘の草稿なるべし。

次に研究すべきは此文書の時代なりとす。こゝに見ゆる五月七日は、之を何年に當つべきか。是亦至難の問題にして到底的確に指示する能はずと雖、試に少しく論述する所あるべし。

書中別來〇〇恒不去心」と云ひ、また別の一葉に闊久不知問常云々の字句の存するよりして考ふれば、兩者もとより相識の間に於て、從つて焉耆が駿に降附してより後の事實ならんと想像せらるゝと共に、其文の書き方、殊に斷片に見ゆる「臣柏言焉耆王龍熙等の文字よりすれば、何人も其隸屬の君主に送れるものと認むるを否まざるべし。而して焉耆の降伏は晉書によりては精確に其年次を知る可らず。通鑑及び十六國春秋には之を咸興元年西紀三十三五年に配して、晉書張駿傳及び焉耆傳の記事を殆んど其儘に記せり。されど晉書石勒載記を見れば、駿が咸和五年西紀二百三十年勤に藩を稱して、後の或年に、張駿遣長史馬說奉圖送高昌于寘鄆善大宛使、獻其方物と記せり。これ此等の使の駿に來れるものを、更に勤に致せるに外ならず、而して勤の死は咸和七年なるを以て、此事は五年以後七年に至る中の一年なりとす。此等鄆善、于寘、大宛等の使が駿に至れるは、もとより焉耆と同時に楊宣西征の結果に外ならざるは、晉書によりて明らかなるが故に、獨り焉耆のみを數年を隔つる咸興元年に降附せりとする理由の存するなし。而してまた晉書の記載を以てすれば、咸和五年より更に二三年以前に遡るものなるべし。更に一の断片の示す所によれば、「逆賊趙」なる文字あり、これまさに前記叛將趙貞に相するものにして、同傳中なほ初戊己校尉趙貞不附于駿、至是駿擊擒之、以

其地爲高昌郡と記せり。則ち先に李柏が一度征して克つ能はざりしものを更に自から征服したるものなりとす。此事實は張駿傳には駿の將軍韓璞、辛巖等が、臨洮の戰に大に劉曜の軍に破られ、終に河南の地を失ひしこゝ、劉曜が石勒の爲に殺され長安の亂るゝを機として、再び駿が此地を收回したことゝの間に配せり。劉曜に破られしは咸和二年にして、劉曜の勒に捕へられしは三年、其殺されたるは四年なりとす。同年曜の太子毗の爲に關中大に亂れしかば駿は之に乗じて河南を復せんとしたるものにして、翌五年に之を占めたるが如く通鑑、春秋皆また此年次に從がへり。されば張駿が親征して趙貞を擒にせしは、まさに此間の事にして、咸和三年或は四年のことなりとす。十六國春秋には、咸和五年夏五月、駿囚曜之亡、復収河南地、至於狄道……西域長史李柏、請擊叛將趙真、載記爲真所敗(以下同)とし、なほ咸興元年の條に、初戊己校尉趙真不附於駿、至是駿擊擒之(晉書)と記せり、此事は通鑑には見えず、同書が何によりて此年次を立てしやは明らかならざるも、これも亦前記石勒載記と併せ見る時は、當を得たるものにあらざるを知る。何となれば高昌よりは咸和七年以前の二三年に、駿に使を遣はして貢献せるものなるに叛賊趙貞の據りし地は、駿傳に其地を高昌郡となすと見ゆれば、即ち所謂高昌國にして、もし春秋の記するが如く、咸和五年李柏の敗北以來咸興元年に至る迄趙貞が茲に據りて叛きたりとすれば、此間の一年に前記の如く其國の使の貢すべき理由を認む可らざればなり。されば趙貞の擒へられしはなほ晉書によりて咸和三四年の間に置かんとす。たゞ春秋には趙真と作り、載記の趙貞に作るを注せり。今

此間の疑問を定むべき根本史料に遭遇しなから、趙字下の一宇を欠くは甚だ遺憾とする所なり。此断片が同時に發見せられたるも、亦これ決して偶然のこと非ず。而して文中に「奉臺使來西」といひ別の一葉には「銘家見遣來慰勞諸國」と云ひなほ他の断片にも

達海頭

○命慰勞

誠惶誠恐

の文字の見ゆるものありて、李柏が西に來れるは諸國慰勞の爲なること明らかなり。因て思ふに此行或は趙貞征伐のことにして、焉耆が援助をなせし等の爲か、或は使を以て勝を祝せしが如きことありて、爲に李柏が命を奉じて其勞を慰するものにはあらざりしか。もとよりたゞ趙貞の名よりしたる想像にすぎざれども、焉耆と高昌との地が隣接せるよりして、また朝家慶あれば藩屬之を祝するの常なるよりして、「王使迴復羅從北虜中興嚴參事往」の辭を見る時は、此想像も必らずしも不稽の甚しきものにはあらざるべし。かゝる考より之を見る時は、此五月七日なるものは趙貞の降伏せし年或は其翌年即ち咸和三年より五年に亘る間の一年に置くことを得べきか。もし然らずとするも、趙貞の事件を去ること遠きには非ざるべし。

即ち此文書に見ゆる五月七日は咸和三、四、五年頃（西紀三二八—三〇年頃）のものなるべし。

文に「月二日到此」と記し、此字の傍に「海頭」と記せり。これ此文書を草せし地が海頭なるを

證するものといふべし。海頭の文字は別の一葉及び先に掲げたる断片にも見え、もとより羅布泊 (Lop-nor) 頭の意に外ならぬるべし。或は焉耆即ち今之哈喇沙爾 (Kara-shar) 附近には、大澤巴格喇赤庫里 (Baghreshkul) 即ち一に博斯騰淖爾といひ水經注等には敦薨と稱するものゝ存するあれば、必らずしも羅布泊を限る可らずといはんも、然も往昔巴格喇赤を呼びて或は浦といひ或は藪といひ、或は渚と稱するものはあれども、未だ海といひものあるを知らず。而して蒲昌海、輔日海、牢蘭海、臨海等は、古へ羅布を呼ぶに最も普通のものなるは、普く知悉せらるゝ所なりとす。されば李柏が焉耆慰撫の爲に西に来るや、まるに羅布泊の頭邊を經、此處に書を草して其王に致したるものなりとす。茲に於てか余は此事家の上に立ちて、此一葉の文書の示す所が、實に此地方の歴史地理の上に一大光明を附與するものなるを云はんとす。

仰も羅布泊の位置に關する問題は、曾てブルジュヴァルスキイ (Prijevaski) 氏が其探検によりてカラブラン (Kara-bulan) カラコシチ (Karakoschun) 兩湖邊の地なるを說きてより、リヒトホーフエン (Richthofen) 氏は地理學上の理論と、古書の示す所とを以て之を争ひ、更にブルジュヴァルスキイ氏の駁論あり、近くヘデイン氏亦之が斷定を試むるありて、東洋地理上の一問題とする所なり、然も兩晉の時代之が如何なる位置に存せしやは到底此等の議論を以てしては明確に知り得べきに非ず。而して此文書は野村氏の言にあれば、橘氏がコンチダリア (Kontschek-daria) 下流の一廢墟にて發掘せるものなりとす。圖を按するに(別圖) 此河は巴格喇

赤庫里の西南端に發して大體に於て西南の方向を取り、庫爾勒 (Koila) を經て北緯四十一度五分の二の邊より轉じて東南に向ひチケンリク (Tikkenlik) の北方にてマルタククル (Maltakul) なる澗を生じ、水の大部は再び之を出で、一部はタリム河 (Tarim) の支流コクアラ (Kok-alal) に合してタンツォキイシュタリム (Kuntschekkischtarim) と稱し、一部はツィヴィリク (Tschivilik) 澄に入りて更にタリム河と合し、又一は直ちにタリム河と合す。而して其餘はイレク (Ilek) 河となりて東南に流れ、終にヘディン氏の所謂北方羅布泊箇所によりて avvulu-köll, Kara-köll, Trajek-köll, Arka-köll 等の名を有する一帶の湖に入るものなりとす (Hedin: Durch Asiens Wüsten II. S. 141—142 參照)。されどまた昔羅布の位置が尙東方に偏せしと共に此河も尙東に流れたるものにして、今日土人がクムダリア (Kum-daria 砂河) と稱する乾河は其當時の河床を示すものなりとは曾てコスロフ (Kosloff) 氏が唱へ、ヘディン氏等も亦同ずる所なり。今若し其發掘の地點を詳らかに知るを得ば、此當時の羅布泊の位置を略ぼ推定し得べしとなすもの、もとより余一人の偏見にはあらざるべし。何となれば此文書は既に上に述べたる如き性質のものにして、當時に於ては一片の反古にすぎず。之を李柏一行が駐屯したる行營に遺留したるにすぎざる可ければ、其地は即ち當時の海頭にして、泊の附近なるべきは略ぼ疑を容れざるべし。もとより泊の位置、廣狹の變遷は明かに之を認むべきが故に必らずしも今日の位置と適合するものにはあらずと雖、然も少くとも其當時の狀態を知り、また以て今日の異論を確むるの一材料たるを得べし。只だ今橘氏亦去りて流沙の間に遊び、其埋沒の地

點が此河の河れの邊なるやを精細に知る能はざるを憾みとす。氏が歸來委曲を語るの日は、思ふにヘディン氏等の説が更に有力なる史料を以て確かめらるゝ日なるべし。

更にまた之によりて考がふべきものあり。唐書焉耆傳に曰く、「太宗貞觀六年、其王龍突騎支、始遣使來朝、自隋亂磧路閉、故西域朝貢皆道高昌、突騎支請開大磧道以便行人、帝許之、高昌怒大掠其邊」と。抑も支那を西に出で、西域に向ふには漢代既に南北の兩路ありて、今日天山南路と稱するものは、即ち大體に於て古への北道に外ならざることは、一般に知悉せらるゝ所なりとす。而して此道は今日安西より北西の方面を取り、流沙を踰えて哈密(Khami)に到り、天山の南を辿りて開展(Pitchein)魯古沁(Luktschin)吐魯番(Turfan)等を經て哈喇沙爾即ち古への焉耆に出づるものにして、後漢書西域傳に「自敦煌西出玉門陽關、涉鄯善、北通伊吾、千餘里、自伊吾北通車師前部高昌壁、千二百里」といふものこれなり。只だ玉門陽關に至らずして、東の方安西より北西行するの差あるのみ。こゝに引ける唐書の「西域朝貢皆道高昌」といふものまた之なり。然も隋亂以前には焉耆より支那に至るには磧路なるもの存し、交通は重に之によりしが如く、此道閉塞せられて、爲に吐魯番を經由するもの多きに至りしを見る。而して茲にいへる磧路なるものは、之を隋以前支那と焉耆地方との通路に鑑むれば、略推知するに難からざるべし。今試みに二三の例を擧ぐれば、漢代貳師將軍が大宛を討つや、玉門を出て、「既西過鹽水」(前漢書李廣利傳)といへり。鹽水が鹽澤にして羅布泊たるべきや論なし。而してまた貳師の大宛に勝ちてより、「西域震懼、多遣使來貢獻、漢使西域者益得職、於是自敦煌西至鹽

澤、往往起亭（前漢書）と記せり、これ少くとも漢代王門敦煌を西に出て、軍隊行旅共に羅布泊を経過して西域の北部に至れるものあるを示すものと云ふべし。晉代法顯西に行くや、先づ出て、鄯善の王都に至り、次で西北十五日にして烏夷國（或は僞夷國）に行けり。佛傳に烏夷鳥耆等と記するもの、焉耆に當るべきは疑なし。鄯善の位置は時代によりて同じからず羅布の東方一帯を悉く其地となすことあれども（前記後漢書の如し）其都は羅布の南に位し、之より焉耆に至らんとすれば、必ず泊の附近を通過せざる可らざるは明かなり。唐書に此地方の道里を記して曰く、「白沙州壽昌縣西十里、至陽關故城、又西至蒲昌海南岸千里、自蒲昌海南岸西經七屯城、漢伊修城也、又西八十里至石城鎮、漢樓蘭國也、亦名鄯善、在蒲昌海南三百里」と（卷四十四下地理）。これ即ち漢代以來羅布泊地方に通ずる道路にして、大體に於て今瑪海戈壁^{ゴビ}を通ぜる馳道と一致するものなるが如し、これより南道を西せんとするものは、鄯善より更に西に向ひて于實の地方に至り、而して焉耆地方に向ふものはまさに泊の一源コンチダリアの流域地方を西北に廻りしに外ならざるべし。晉書西戎傳焉耆國の條によれば張駿の將揚宣の焉耆を討つや、其前鋒張植が「進屯鐵門、未至十餘里熙（焉耆王）又率衆先要之於遮留谷」と記せり。而して遮留谷なるものは、徐松が水道記にする所によれば、「今自庫爾勤北二十里至巖口、所謂遮留谷」とし、これより山路崎嶇三十里にして大石嶺を越ゆる所、海都河（徐松コンチダリアなるものを云ふに非ず）に逼りて頗る要害或は之れ鐵門關を置きし所ならんと云へり。此東方にも鐵門の名を今日に存する所あれども、晉書に見ゆるものはまさに遮留谷の北方十

餘里の地に求めざる可らず。而して此道はまたこれ羅布の方面よりコンチダリアの流域を行くものにして、もとより東北吐魯番の道より焉耆を攻めたるものに非るは明かなり。コンチダリアの流域は吐魯番地方とはクルタタグ(Kuruktag)等の山脈を以て相距て、前者よりすれば巴格喇赤湖の北方をすぎて焉耆に達するに反し、後者は其南方に達し、西にめぐりて焉耆に至るものなればなり。實に魏略十所引
魏志卷三に中道として記する所は、玉門關より西に向ひて樓蘭に出で、更に西北に轉じて龜茲庫車に至るものにして、北道とは龜茲に於て相合するを云へり。思ふに焉耆に至るものは、コンチダリアにて此道と別れたるものなるべし。之によりて考ふれば李柏が海頭に到りし時は、亦其時代の揚宣等の行軍路と等しく、北道によらずして、先づ羅布に至り、此地より北上して焉耆に向ひしを知るべし。而して「王使迴復羅從北虜中興參年事往」といふものは、哈密より吐魯番に出で、焉耆に出づる所謂北道なるか、成は哈密より北蒲類(Barkul)に出で、更に西車師後王の國なる今之烏魯木齊(Urmelch)を経て、吐魯番より焉耆に達するものかの一ならざる可らず。蓋し隋書裴矩傳に北道として記するものは即ち後者にして、此虜の一掃せられてより後此道を開きしが、之も亦漢代既に用ゐたる所にして、魯克沁、闢展の南方一帯に横はれる白龍堆の沙磧を避けて玉門に達せしこと、漢書車師後城長國の條及び魏略所引によりて知り得る所なりとす。而して唐書に所謂磧路なるものは、此羅布を過ぎて支那に達するものといふなるべし。吾人はヘディン氏の探検によりて、羅布と焉耆とを通ずる古の行軍路が、なほ跡を今日に残せるを見る。氏

は庫爾勒よりチケンリクに至るに三路あるを云ひ、一はコンチダリアに沿ふもの二はクルクタグの麓を行くもの、三は兩者の間の砂礫の中を通ずるものとし、氏自からは其第三路に
より(圖に鐵線を以て示す)。而して是について記して曰く、旅行中に古けれどもよく保存せられた
る支那の堡塞二個と、里毎に置かれたる木と粘土とを以て作れる高き尖塔の連續せるもの
を見たり、これ此道が昔時コルラより或方面に通ずる重なる行軍道路なることを示すもの
にして、甚だ注意すべきものなりとす、道は更に南米に(チケンリクより)のびて、現今砂礫の間
に没すと雖昔は支那の地圖に於て認むるが如く、北緯四十度二分の一の地にロブノールの
位せしものなれば、思ふに此所に通じたるものなるべし。ロブの水乾きて位置を變じ、爲に
此道も棄てられたるならん」と(Durch Asiens Wüsten II S. 140—141)此道はもとより氏の云へる
が如く、焉耆地方よりコンケダリアの屈曲を避けて砂礫中を羅布に達したるものに相違な
く、而してまた敦煌、玉門より来る沙中の道と相連うたるものなるべきは、殆んど疑なかるべ
し。漢唐以來の道は幾分か變じたるべしと雖然も大體に於て其跡を今日に残せるものと
いふを得べく、而して南北兩道の間を通ぜる此道が、單に二三の行人のみならず、實に軍隊の
通路としても最も普通のものなりしを知る。余は此文書が當時の臨海頭より出で、其位
置の一端を示し、かねて當時の支那と西域との交通路の上に書籍の記載と相待ちて一道の
光明を附與するものなるを云はんとす。

されば李柏の前涼より派遣せらるゝや、所謂北道によらず、礫路を取りて焉耆に向ひ、途

次羅布泊頭にありて此書を草したものなりとす。

以上は一片數十字の文書につきて試みに論述せる推察にして、其根據の淺弱なるは自から遺憾とする處なり。然も此頃の事蹟にして吾人の知り得べきものは、後世の編纂に係る晉書等の示す範圍を出づ可らざる時に當り、悠久千六百年を廻れる時代の文書を手にするの喜は、終に敢て此稿を草せしむるに至れり。若夫れ此文書によりて曉り得べき書學の議論に至りては、内藤博士既に屢說あり。今茲に之を新にするの要なるべし。

附記。此地方の道路の詳細については別に機會を得て記する所に譲り、こゝには只だ此文書と相關するものの大略に止めたり。